

ハート教授の因果関係論：その基礎理論について (その四・完)

井上, 祐司
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1847>

出版情報：法政研究. 52 (2), pp.77-107, 1986-01-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ハート教授の因果関係論

—その基礎理論について(その四・完)—

井上 祐 司

(その一) 序第一章第二章 法政研究四四卷一号(昭五二)

(その二) 第三章 法政研究四五卷一号(昭五三)

(その三) 第四章 法政研究五一卷一号(昭五九)

(その四) 第五章 因果性とシネ・クワ・ノン 本号

〔あとがき〕—基礎理論の紹介を終るに当って—

(四) 五〇 第五章 因果性とシネ・クワ・ノン 第一節 必要条

件 法における因果問題を処理するにあたり、簡単さと明晰さにむけて二つの争うことのできない前進があったが、それは、伝統的アプローチ(フロックシメントとツリーシメント)に対する近代的批判者たちの貢献によるものであった。即ち、その第一の前進とは次の点である。ある法規則の目的をより頻繁に考慮することによって、その規則の違反によって惹起されたと主張されている特定種類の害悪が、おしなべてその規則の範囲の外側にある、なぜ

なら、その規則は、明らかに、その種の害悪から保護を与えようとすることに関心をもっていないからだ、ということを立てている、と。この重要な点を近代批判主義は、有益にも強調してきたからである。そういう事案においては、「原因」とか「結果」とかいう言葉によって、その侵害がその規則違反によって惹起されたかどうか、違反の結果であったかどうかという、時として解りにくい問題を検討することは不必要なものとなる。ある制定法が森林保護のために設けられ、樹木の伐採を禁止しているとせよ。不法に伐採された樹木が倒れて、充分な注意が払われていたのに人が死亡する。この死は、その制定法違反の結果であるかどうかを争う必要はない。その死は制定法の範囲内にはなかったといえは足りよう。また、制限速度を超過して運転されている車に同乗していた者が嵐による落雷で死亡する。もしその速度で運転されていなかったならばその地点にはさしかからず嵐に出会うこともなかったであろう。損害賠償請求は、速度制限をしているその規則が、この種の侵害から人を護ることを意図したものでないという単純な理由で、適切に拒否されるであろう。

五一 このようにして、スコラ的な議論は、賢明にも避けられる。しかしながら、このような因果問題の回避の途にも限度がある。速度制限違反の車の接触事故から正に生じた侵害が、この速度制限規則の範囲内にあることが明白で、争いのない場合においてさえ、規則目的への依拠では、多くの因果問題を未

決定のままに残すことになる。接触事故の後に、あるいは現場でとられた諸措置を通じてか、又は、事故後の医療過誤、労働能力喪失、ないし利得の機会の喪失を通じてかによって、発生するところの害悪があるとき、その害悪のうちの幾分が、当初の制限速度違反の結果といえるか。これらの問題は、「窮極の害悪 (ultimate harm)」の諸問題である。または、さらに、その接触事故は、速度制限違反の結果として帰属可能となるために、どのようなすじ途において、速度制限違反から起らねばならないのか。もし、その速度制限違反が偶然誰か第三者の介入ないし、被害者の自殺的態度と結びついているのみ、接触事故の原因となる場合でも、なお同じようなことになるだろうか。これらの問題は、「結末の態様 (the manner of upshot)」の諸問題である。最近の法規則に見出されるところの「目的」規定は、そのような問題の殆んどに対して、回答を提供することができる程詳細に書きこまれることはできないし、又、特定されることもできない。これらの問題は、裁判所の決定を指導するところの、限定の一般原則によって解決されねばならないか、あるいは、裁判所の裁量にまかされねばならないかである。

五二 近代的批判者たちによって齊らされた第二の主要な前進とは、因果問題の二分化 (bifurcation) とよばれるべきものである。裁判所が典型的に直面する単一の問題、つまり「この害悪 (Y) は、その作為、不作為 (X) の結果であったか」という問題が、二つの問題に分けられる。第一は、「もし X がお

こっていないなかったら、Y は発生したであろうか」である。第二は「Y を、X の結果として扱うことを、法の目的からして排除するような、何かの原則があるか」である。因果問題のこの二分化の効用と解明力には、吾々が本章の後述するところにあるような限界があるけれども、しかし、広範囲の事件において、この二分化はしっかりしたメリットがある。(吾々が指摘したように、不正確ではあるのだが)、第一のものは、ミルに帰せられる教理によって明らかに獲得される命題として近代の学者らによって常に固執されるものである。即ち、無限の数の先行する諸条件のうち、そのすべての一つ一つが、それがなかったならば、ある所与の出来事もまた起らなかったらうといえる限り、均しく、「客観的に」又は「科学的に」又は「事実上」、その出来事の原因であると。この教理に正直に従うなら、ある出来事の原因をたずねる者は皆、文字通り宇宙的規模の選択の困難に直面する。この窮地から探究者がすくわれうるのは、唯、法によって供給される選別ないし限定という「任意の」実務的な原則によってである。この理論的背景と一致して、二分化された問題の最初の半分は、事実問題に關するといわれ、第二の半分が法ないし法政策の問題といわれる。「X なかりせば、Y が生じていたろうか」という問題に、「生じなかったらう」と否定的な回答がでてくると、X は、単に、Y の「必要条件」又はシネ・クワ・ノンといわれるばかりでなく、Y の「事実上の原因」又は「実質的原因」といわれる。

五三 しかしながら、因果問題の二分化は、現実的なメリットをもっている。そのメリットは、この理論的背景とは独立したものであり、因果性において「事実的」である唯一の要素、法政策や規則から独立している唯一の要素は、シネ・クワ・ノンの関係であるという確信を強調せんがためにより出された語彙からは独立したものである。そのメリットが現実的であるというのは、この二分化された問題の後半部分に答えるため法によって用いられる選別と限定の若干の原則は、法の創造物(inventions)ではなく、日常の非法的思考を特徴づけている鏡原則であるということが当てはまっている場合でさえも、にもかかわらず、因果関係の中核的な、最も一般的な形態は、二つの側面をもっており、その夫々が、この二分化された問題の半分づつと大まかには照応しているからである。中核形態の因果性の一つの側面は、原因とは、その結果の発生にとってある意味において、必要なものであるということであり、第二の側面は、ある出来事の原因は、同一の意味において必要であるところの他の諸要因から、ある仕方において区別されうることである。

(105) 五四 因果性のこの二つの側面は、一方が「事実的 (factual)」他方が「非事実的 (non-factual)」として対立させるのは、大ざっぱにでも可能ではないのであるが、しかし、きわめて異なった性質のものである。この二つの側面はそれぞれ異なった種類の疑問と困難に出会うし、それらを解決するのに、異なった

種類の基準が用いられるのである。その原因がその結果の発生にとり必要であったというのは、因果敘述をするに当っては、吾々は出来事の一般的経過についての吾々の知識に訴えねばならないということの意味する。この種の事物はどんな種類の条件の下でおこるか。この種の事物は、その種の事物なしにでもおこるか。これが第一の側面の問題である。第二の側面は、吾々の注意を、より明確性の少ない争点、そして極めて屢々程度問題を考察することへと集中させる。原因と単なる条件とを、ないし、因果性の「鎖を破る」要因とそうでない要因とを区別するところの諸原則は、法から離れた日常思考の中に見い出されるものであるとしても、その原則の適用は、屢々、分類(classification) という争われうる問題をひきおこす。つまり、これは偶発事故 (coincidence) といえるか。それはどの程度ありそうなのか。これは、事情を知った有意的な介入 (a voluntary informed intervention) といえるか。彼はその状況の中で公正な選択 (a fair choice) ができたか。これらの問題にあっては、争点は「Xがおこったか」ではなくて、寧ろ、「起ったことは、Xという標準的事案と充分に類似している、法の目的からして、Xと同じに分類されることができるか」である。

本章で吾々は因果性の第一の側面だけを、従って、二つに分れた問題の第一の前半をとりあげることにしてしよう。最初の問題、即ち「Xなかりせば、Yがおこっていたらうか」を問うこ

とが通常正しいのはなぜか。このアプローチは、どのようにして誤導されたり、不相当なものとなったりすることがあるのか。シネ・クワ・ノン条件のすべてが因果的に重要な要因であるか、又逆もそうであるか。

五五 シネ・クワ・ノン条件という観念は、もし吾々が「原因の通常観念」についてのミルの分析のなかで、第三章でなされた批判に堪えて残ってきた部分を想起するならば、一番はつきりとさせられるであろう。彼の分析の中心理念は、ある出来事の原因とは、その組合せが「不変に且つ無条件に」出来事を伴うという意味においてその出来事を生むに充分であるところの諸条件の複雑な組合せのなかの特殊部分であるということである。この組合せをなす各部分が（常識によって「原因」として識別される部分であれ、常識によって「単なる条件」として分類される部分であれ）、規則的継起によって結末へとかくリンクされたその組合せを完成するために必要なものである。この教理のなかに吾々は日常思考の説明として三つの欠点があることを指摘した。第一、全く異った分析を必要とするところの人間行動の間同志の因果関係の諸類型（即ち、人と人との間の交渉 (inter-personal transaction) と機会の提供 (provision of opportunities)）とがあることである。第二、ミルの教理の主要特徴があてはまるところの、因果性の通常の事案の場合においてさえ、個別因果敘述の中に含まれている一般命題は、「無条件かつ不変の継起」の敘述ではなく、その原因が

その結末をうむに充分であるという意味は、そのように厳格な仕方では規定されえないことである。そこに含まれている一般命題は、出来事の幅をもって記述された諸類型の間の一⁽¹⁰⁾般的関連の敘述であって、第三章で説明されたような態様で、個別事案について反対事例から区別されるに堪える程度のものである。第三に、「原因」とは事前に識別された合わせて充分な諸条件の組合せから「選別され」るのではなくて、反対事例の経験を通じて又は科学理論の助けをかりて、幅広く定式化されている一般命題がそれなしには脱落するところの特定の諸条件や、一般命題がうまく保たれるところの諸条件を識別することができるようになったのである。

五六 これらの欠点を想起し、斟酌することにしておけば、ミルのいう、合せて充分な条件の組合せのなかの特殊部分という原因についての概念規定は明せきな構成である。なぜなら、「充分な条件」、「必要条件」、そして「シネ・クワ・ノン条件」という諸観念を、因果思考の中での然るべき場所に配置することを可能にするからである。この分析は、その精密さを誇張しているくらいがあるものの、次のような日常思考を再生産している。つまり、原因とは、他の「単なる条件」と結合して、その結果をうみ出すに充分なものであるものであって、単なる条件についてほんの二、三のものしか特定できない場合においてもそうである。ミルの思想の二つのあとの部分（必要性とシネ・クワ・ノン性）は、日常思考と偶々一致して、原因とは必要なもの

であるというもう一つの意味を説明している。即ち、彼はすべての出来事は原因をもつという信念に従っており、又、原因觀念の複数性という彼の教理は、次の通常信念を再生産している。つまり、ある種の出来事は、原因についての全く異なった種類の觀念をもちうる、これら異種の原因觀念のうちある種のものだけが所与の事例において現存するのが通常ではあるにしてもである。以上の三つの点は一緒になつてはいるが、三つの異なつたすじ途をたどるものであつて、原因とはその結果の必要条件であるといわれている、この「必要な」という一般的表現によつて隠されているものである。

(一)ある条件が必要であるといわれるのは、正に次の意味においてである。それは、その結果の産出にとつて合せて充分な諸条件の組合せの中の一部であるという意味においてである。簡単な事案、例えば、屑籠の中に火のついた煙草を投げ棄てるというある者の行為が常識上も法律上も共に火災の原因として扱われるであろうという事案において、この者の行為が火災をうみ出すため、合わせて充分な諸条件のそういう組合せを完成させるため必要であるということは一見明瞭である。

(二)ある条件がそれ以上により強い意味において必要であるとされるのは、一定類型の生起の充分条件のすべての組合せにおいて必要な部分であるということと吾々が認識している場合である。例えば、酸素の現在はこの意味において火災の必要条件であることを吾々は知っている。いかなる火災もそれなしには

生じえないし、火災にとつて充分条件の多くの代案が存在することを信じているが、そのすべての場合において、酸素は必要な構成分子としての位置を占めている。

(三)上述のすじ途のうち第一の場合に必要であるところのある条件でも、シネ・クワ・ノンにおいて獲得される第三の意味においては必要でないこともありうる。なぜなら、その条件が(四)その出来事の生起にとつて、個別的な場合に必要でないこともあるからである。ある特定の事実において唯一つの充分条件が現在するといふノーマルな仮定が破れ去ることがあり、その場合には正にこのことが妥当する。二人の者がその被害者に向けて発砲し、その頭に弾丸を同時に命中させるとか、または、二人の者が漏出しているガスに向つて火をともした燐燭をもつて同時に近づくという場合である。しかしながら、通常の仮定では、そのような出来事のすべての場合において、所与の事案において、その出来事をうみ出すに充分な諸条件の一組の、そして一組だけのものが存在している場合にだけ、この条件組合せのすべての部分がその出来事の生起にとりその事案において必要であること、それ故、そのシネ・クワ・ノン条件となるといえるのである。そのような場合の条件においてだけ、その出来事をうみ出すに充分な諸条件を完成するためにそれが必要であるといえると同時に、その出来事は、それなかりせば起きなかつたらうということができるのである。

(1) 哲学者たちは、ある条件を「個別的な場合において必

要なもの(必須のもの)」と記述することをパラドクシカルなものと思わずともいえない。なぜなら、必要という観念は、法則ないし少くとも一般命題のそれと関連するからである。ここで、このパラドックスを説明すれば、こうである。つまり、原因の複数性という教理が、すべての出来事は一つの充分な原因をもたねばならぬという原則と結合されるとすれば、ただ一つの原因が現在する時に、ある原因が「所与の場合において必要であった」という敘述は、いかなる出来事も十分な諸原因の分離の原因なしにはおこるものではないという「法則」の単純な適用であるということである。

五七 以上の三つのすじ途のそれぞれにおいて必要な条件は、何れにせよ、因果的に重要な要因 (a causally relevant factor) であって、それは、(煙草の投げ棄てをした者の行為のように)「原因」としてランクされたり、あるいは、酸素の存在のように「単なる条件」としてランクされたりするが、通常の事案では唯一個の十分条件が存在しているのであって、ここでは、因果的に重要な要因は、またシネ・クワ・ノン条件となるし、従って、「XなかりせばYは生じていたろうか」という問題は、因果的に重要な要因を明るみに出すことに一般に役立つであろう。しかしながら、この因果的な重要性のためのラフなテストは重大な制約をもっている。というのは、因果的な重要性という観念とシネ・クワ・ノン条件の観念とは同一でな

いからである。法も又、一般に、後者の観念にのみ、それが前者、因果的な重要性の指標である限りで関心をもっている。例外的な事案では、一つ以上の充分条件が存在しており、そこでは、このテストは、間違った答をひき出すことになる。

五八 因果的に重要な要因のすべてがシネ・クワ・ノン条件ではないという事実から生れるところの、この、シネ・クワ・ノンテストの有用性についての制約は、後に詳細にとりあげられる。しかし、ここで吾々は、逆の命題、よりとらえどころのない事実、つまり、シネ・クワ・ノン条件のすべてが、因果的に重要な要因ではないという事実を集中しよう。こういう事態がおきるのは、「ネシ・クワ・ノン条件」という表現がいまいであるか、又は少くとも不特定であることによる。又、「XなかりせばYはおきなかったらう」という敘述形式は、XとYとの間の関連が、いかなる形式の因果的関連をも、「因果的」という語をもっとも幅広く使う場合でさえ、何一つ処理するものでない場合においても、真なりとして成りたちうるのである。そのようなXとYとの間のシネ・クワ・ノン関連は、出来事を記述する場合に用いられる表現の意味によって単純に存在することができ、また、同一のユニークな行為や出来事が二つの異なった性質をもっていて、そのうちの一つの性質のみが因果的に重要な要因であるという理由から、単純にシネ・クワ・ノン関連が存在することもある。何れの事例においても、この関連は、異なった種類の出来事の間を経験的な一般的関連

(100)の何らかの形態を例証するものではない。これら二つの因果的に重要でない関連の類型（吾々はそれらを分析的関連(analytic connexion)及び付随的関連(incidental connexion)として区別している）は、法においても若干の難問を生み出してきた。これらについて次節で検討を加えよう。

五九 第二節 シネ・クワ・ノン条件にして因果的に重要でない場合

(a)分析的関連 行為や出来事についての記述が論理的に関連している場合にはいつでもこれらの記述を次の形態の文章、つまり、「XなかりせばYはおこらなかつたろう」という文章に構成し直すことが可能であり、そしてその文章は当然に真なるものとして成立する。これらの文章は、異なった出来事の間に関連についての事実的情報を担っているものではない。尤も、若干の事例では、このような当然の真なる敘述を、もし一つの出来事なかりせば他方の出来事もおこらなかつたであろうという事実的な敘述から区別することが困難な場合もあるのであるが、単純な事例においては、この関連の単なる言語学上、ないし論理学上の性質は明白である。「彼女は結婚してさえないなれば、やもめになることもなかつたであろう。」このような言明は、一度も結婚したことがなかつたのに彼女はやもめであるという言い方が正しいものでないということの注意として機能するであろう。吾々がそういう言明をするのは、語の意味を教えたり、あるいはある人が一つの議論のちがった場面で、同一

の婦女が一度も結婚をした経験がなかつたといひ、また、その婦女がやもめであつたといふ場合の自己矛盾を指摘する際ににおいてである。明らかに、これはシネ・クワ・ノン条件であるが、だからとてこの条件を、必要条件、そこから、近代法理論によれば、「親近原因(proximate cause)」を選び出さねばならないとされている、の無限の必要条件のシリーズの間に組み入れるというのは馬鹿げたことであろう。同じく明らかなきとだが、このような論理的に必要な条件をとり出すことができ、のために、吾々は、法的規則や法政策にたよる必要はないし、これらの関連を拒絶する際に何か「裁量的な」ものがあるわけでもない。シネ・クワ・ノン関連が成りたつのは、因果関連もまた論理的に明確な諸項の間のある種の関連形態であるからである。ヒュームとミルの教理の中で争われるものは他にも多くあつたが、この点だけは、確乎とした内容をもって今尚残っているものである。然も、法律家の因果問題を絵がき出すに際し、法学者や裁判所までも、恰もこの種のシネ・クワ・ノン条件は法律家とその間に選択しなければならぬ「事実上の原因」の中に位置づけられねばならないもののように語ってきた。ある者が車によって跳ねられ傷害をうけた時、彼が人であり、人間であり、身体をもっているという事実は、吾々がそこから出発するところの、そしてその原因を探究しようとしているところの、その出来事の記述によって論理的に必然的に伴われている(100)ことがらである。ところが裁判所でさえこの事実を無視して

きた。

「原因と結果は、無限と未知の中に、その端初と終末をみるものである。…それゆえ、裁量的な限定が設定されてきたし、そして、『親近的な (proximate)』及び『自然的な (natural)』というような修飾語は、裁判所が所与の原因と所与の結果の間の関連をあとづけんとする試みに際して、それを越えては考慮に入れる意志のないところの、限界を設定するものとして、使用されてきた言葉である。ある原告が自らの身体と財産に加えられたところのある侵害を、結果として主張しつつ法廷に現れる。彼は、その侵害に先立って相手の不法行為があったこと、そして、その不法行為なかりせば、今不服を申し立てている侵害は(経験的な蓋然性の示すものとしては)起らなかったに違いないことを立証する。…そこで吾々は日常用語として、その不法がその侵害の原因であった、という。しかしながら、そのような基準(その原因なかりせばこの結果はおきていなかった筈だという基準)を、法的答責性の基礎とすることは直ちに不満足であることがわかるであろう。というのは、もし侵害をうけた者が生れていなかったとすれば、その侵害はおこらなかったに違いないということを想起するならば、背理への復帰(reductio ad absurdum)が直ちに確立されるであろうから。」

(1) 分析的ないし事実的なものとしてのこのような敘述の地位は、その構成をなしている各句が意図されているとこ

ろの、変化する意味に依存してくる。「この瞬間は決して戻ることがないだろう」という敘述は、「このような経験は二度と繰返したくない」ということを意味することがある。同様に、「彼が財布を持ち合わせてさえないければ、落とすこともなかったろう」という敘述は、「彼が財布を奪いさえしなければ、それをなくすることもなかったろう」ことを意味することがある。この場合において、これらの敘述は事実的なものであるが、かりにそれが真実としても、必ずしもそうであるわけではない。しかし、より厳密な意味にとられる限り、これらの敘述は、必然的に真実であり、いかなる事実的な情報をも伝達するものではない。

(2) Atlantic Coast Line Railway Company v. Daniels (1911), 8 Ga. App. 775, 70 S. E. 203.

分析的関連と事実的関連とのこの混同がおこることの(正當化ではないが)免責事由といえのは、吾々がある特定の者につき、彼が侵害をうけたことを、代名詞ないし固有名詞の何れかによって言及しつつ(『スミス(又は彼)が侵害をうけた』)主張する時、吾々は、彼が生れたことを必然的に伴うところの陳述(『彼は人である』)の真実さを陳述しないで、ただ前提している、ただだという点である。

六〇 (b) 付随的関連 既に注意を喚起する機会があったように、因果的な、まさにすべての経験についての敘述は、特定の行為、それが係わりあうところの出来事ないし事物の記述につ

いてのある程度の特殊化ないし詳細化を常に含んでいるという重要な特徴がある。吾々が識別できるあるものを分類する際、唯一しいものはこれしかないという原則は存在しない。すべて個別的なものは、無数の一般的特徴の一実例でありうる。

この事実が、「シネ・クワ・ノン条件」という表現と「XなかりせばYはおきなかったらう」という形式の敘述との、もう一つの因果的に重要でない使用をうみ出すのである。ある者が相手を撃って彼を殺す時、彼の「撃つ」と記述される行為は、被害者の死の因果的に重要な要因であり、他に独立した、死の充分条件がなかったならば、その行為がまた、死のシネ・クワ・ノン条件であった。この射撃行為の因果的重要性について、必要であるならば、出来事の類型（射撃と死）の間の諸関連に関する周知の一般命題を、この事案がいかに例証するものであるかを段階をおいつつ立証することによって、確立することができる。そのような状況下での射撃は、死との跡づけうる一般的関連を伴った諸条件の組合せを構成する。しかしながら、吾々は、この射撃行為をそれよりもより詳しく記述することもできる。つまり、吾々は、彼がその右手で黒い手袋をはめて、⁽¹¹⁾晴れた天候の、日曜日に、射撃した、と追加することができ。これらの追加された特徴は、相手の死にとって、射撃行為とは異なり、因果的に重要な要因ではない。尤も、それとある仕方に関連はあってもである。これらの特徴は、「原因」としてランクされないが、しかし、その薬莖に火薬が充填されてい

たという事実のように、「単なる条件」としてのみランクされるところの、因果的に重要な要因でさえないのである。というのは、この火薬の充填という事実も又、この場合のひとつのシネ・クワ・ノン条件であるのは勿論、死との間に、跡づけうる一般的関連をもっているからである。その事実が、射撃行為に伴われて、諸条件組合せを完成するために必要なものであり、それら諸条件の死との関連が、出来事間の一般的関連の例証となるのである。この個別的射撃行為に伴われた「黒皮の手袋をして」とか「晴れた天候の」とか「日曜日」とかいう更なる特徴を引用することでもって確かめられることのすべては、この射撃以外の射撃行為には伴われることのありそうにない程の詳細な記述である。場合によっては、そのような詳細を提出することが重要な問題となることがあろう。例えば、もしその男が何度も射撃をしたことがあり、そのうちのどの射撃が被害者を殺したのかということが問題になることがある。この同一性をユニークに識別する最良の方法は、その射撃行為にのみ伴われたと思われる諸特徴をグループとして提示することである。これらの識別特徴は、相手の死とは、ただ付随的にのみ関連するものであり、しかも、彼の死は、これらの他の特徴によって識別された、この一つのユニークな射撃の事案によって惹起されたものであるがゆえに、「彼が日曜日に、又は晴れた天候の日に、又は、黒皮の手袋をはめて、射撃しなかったならば、相手は殺されていなかったらう」ということができるので

ある。勿論、このことを主張することは、このようにしてユニークに識別されたこの個別的な射撃行為がその死を惹起したということ以上の何ものも主張するものではない。この敘述をそれ以外の仕方では誤りとならう。ところが、このような主張がシネ・クワ・ノン条件の敘述の形式をもつところから、若干の法学者がやっているように、「事実上」又は、「客観的に」、死との因果関連という点で、これらの付随的特徴と「射撃」として記述された人の行為との間には、いかなる区別もないと論じようとすることになるのである。そして、もし吾々がそれらの間を区別するとすれば、法原理ないし法政策が無数の均しく必要なシネ・クワ・ノン条件から原因を選別することを指導するが故でなければならないという。

六一 しかしながら、裁判所は、ある結末に因果的に関連している単一行為の諸特徴と、それにどのように関連はしていないが、単に更なる特殊化に役立ったり、あるいは、この行為を個別化することに役立つところの特徴との間の区別を、屢々意識してきた。尤も、裁判所はその際この区別の正体が何であるかをきわめて明瞭なものとするとはしなかったとはいえである。吾々じしんの法体系と同様に一定種類の行為を特殊の仕方限定して違法たらしめる諸規則を、従って又、不法行為によって惹起された害悪に対して賠償が支払われるべしとする一般原則を共に内含しているところの法体系においては、さきの区別の認識は重要なことである。このことは又、イギリスの故

殺 (manslaughter) の法のように、刑法が違法行為によって惹起された害悪と、違法でない行為によって惹起された同一の害悪との間を区別している場合にも重要なものとなる。これらの事案においては、被告が彼のある行為によって特定の害悪を惹起したが、その行為の不法の側面は害悪との因果関連をもたないという事態が屢々おこる。一つの同一の行為が不法ではあるが、しかし因果的に重要ではない特徴と、従って又、因果的には重要だが不法ではない特徴をもつことがある。

このような事案においては、様々に異なった争点が因果問題とからまりあうが、法律家にはよく知られている次のような類型の問題を考えると解明の助けとならう。即ち、ある制定法が、自動車の運転者に運転免許をとることを要求し、無免許による運転を犯罪としている場合である。無免許で運転していたDが、過失なしに、Pを跳ねて傷害をおわせた。制定法に違反したDの側のこの違法行為はPの傷害の原因であるか。こういう事案のすべてにおいて、二つの一次的な問題がおこる。というのは、二つのうちの一つの問題についての解決が、およそ因果問題を解決することを不要なものとするところがあるし、他方の問題の解決は、因果関連と、この特定の事案においては重要でない付随的関連との間の区別をすることを可能にする。第一は、因果惹起されたとはいえ、この種の害悪は、およそその制定法の、従って又、違法行為によって惹起された害悪につき賠償が払われるべきであるとする一般原則の、範囲内にあるもの

か、または、この制定法は歳入目的のためにのみ制定されたのか。

もしこの点が処理され、身体傷害からの保護が免許なしの運転の禁止をしている制定法の範囲内にあるということが結論された場合、第二の一次的問題がおきてくる。このことは、原告の傷害が、請求の基礎となっている被告の違法行為又は制定法違反の結果であったという敘述の意味に關している。ここに傍点をふされた言葉は、原告の傷害と被告の行為の、その行為をして不法たらしめたところの諸特徴のすべてとの間に、因果関係が立証されねばならないということの意味しているのか。又は、そのような事案において、被告がその行為（免許なしの運転）によってこの制定法を犯したということ、そしてそうする過程で、たとえその行為をして不法たらしめた（免許なしに運転した）ところの唯一の観点が因果的に重要でないとしても、その行為が事実として原告の傷害を惹起したということを立証することで足りるのか。

この第二の問題点が処理されて、因果関係は、原告の傷害と被告の行為を不法たらしめたその行為側面すべてとの間に立証されねばならないという解決がなされたならば、殆んど法律家や素人は、おそらく、本件において、免許の不存在は因果的に重要ではなく、そしてたとえ被告が免許をもっていても、他のすべての諸条件が同一であるならば、原告はやはり同一の傷害をうけていたであろうと主張することによってそれを

防衛するであろう。彼らは、さらに次に言うことによつてこの点を指摘するかもしれない。即ち、被告が免許なしに運転したという事実は、単純に、この個別事案の個別状況を更に特殊化するにすぎないし、そして、そのような運転中に、被告が原告を跳ねるといふことが「正に偶然に起つた」ということによつてである。このように議論を運ぶことは、暗黙のうちに因果関連の基準として、常識によるミルのモデルへの接近法を利用するものとなる。即ち、原因とは、一般にこの種の結末と関連した諸条件のある組合せの中で必要な要素でなければならぬのであって、単に、この個別的な結末と、原因であつた個別行為を偶々偶然に性格づけているある特徴として関連しているだけのものではならぬ、と。

六二 裁判所は、期待される程頻繁には、法規則の範囲とか目的とかの観念を用いて、この因果問題を避けることはしてこなかったのである。そして法規則をば、不法行為の特徴のすべてが因果的に重要である事案を、それが重要でない事案から區別せざるをえないような仕方、屢々解釈してきたのである。「因果関係は、被告の行為の違法側面と傷害との間に存するものとして立証されねばならない。」⁽¹²⁾近代の学者たちは、この態度を遺憾に思うかもしれないが、それは確乎として印しづけられているのである。そのやり方が放棄されるまでは、因果問題が生じた時、一次的注意はその結果が問題となっているところの違法行為の正確な記述に与えられねばならないということが真

実であり続けるのである。制定法上の答責性の事案において、違法行為の正しい記述ないし定義は、通常は困難でないであろうが、過失の事案においては困難になることがある。サラグッド対バンデンバーグ・アンド・ジャーゲンス会社事件において、⁽²⁾この二次的問題が生じたのである。この事件では、被告の違法行為は適切に記述され、「防護具をつけない裸の扇風器を工場の床の上で作動させたこと」と認定されたが、アスキイス判事は、「過失は、この三部分からなる分割できない複合的なにある⁽³⁾」と述べている。違法行為の然るべき記述を定着させることが明らかに必要であって、その後で、その扇風器からの送風の結果として寒気を感じた作業員は、彼の寒気が被告の違法行為によって惹起されたと真実主張することができよう。⁽⁴⁾

(1) Flening James and Perry, op. cit. 60 Yale L. J. 761, 789.

(2) Thurgood v. Van den Bergh & Jurgens Ltd.

[1951] 2 K. B. 537.

(3) Ibid., p. 551.

(4) Goodhart, 'The Imaginary Necktie and the Rule in re Polemis', (1958) 62 L. Q. R. 514 によるこの問題の議論を見よ。

六三 この種の問題に最も頻繁にかかわりあう法の領域としては、制定法が所与の業務に従事する前に何らかの免許や技能資格をとることを要求している法領域においてである。エンパ

イヤ・ジャマイカ事件⁽⁵⁾において、ある船の所有者が、香港条例に違反して、相当の資格のある航海士なしに船を航海させた。船長は、無資格ではあったが、長い経験をもつ完璧の能力をもつ者であった。しかし、その船は、事実、ある衝突にまきこまれた。その際に丁度この船長が見張りの航海士をしていたし、過失航海につき有罪となった。そこで問題は、船の所有者の香港条例違反とこの衝突との間に何らかの因果関係があるかどうかであった。ウィルマー判事の次の判決は、単なる付随的な因果的に重要でないシネ・クワ・ノンの意味を識別することがいかに重要であるかのよい例である。

(11) 「これは、彼ら(所有者たち)が、私に、香港条例の彼ら側の違反がこの衝突事故といかなる因果関係もなかったことを満足させたかどうかという問題を含んでいる。それがカウザ・シネ・クワ・ノンであるという意味において、それが原因であったことは疑う余地がない。なぜなら、資格のない航海士であったサイノンが、衝突がおきたその時間に、事実として見張り航海士であったことを吾々は知っているから。又、彼は、原告らが既にその責任を認めているところの、過失航海の点についての航海士であったことを吾々は知っているから。しかし、私の内心からすればそのような事態であったと結論を出してはいない。原告らの提出した証拠によれば、サイノンは、成程無資格とはいえ、完全な技能をもった者であった。……被告らによって依拠されている唯一の事項は、サ

イノンが資格をもっていなかったという点である。……本件において、サイノンの技能に関する証拠が、他方において存在している。この彼の技能に関する証拠に関心を向けるならば、私にとっては、彼が資格をもたなかったという事実と、この衝突へと導いた彼の過失航海との間に因果関係があるという⁽¹⁾ことはできないことは明らかである」

資格不所持は決して無能の証拠ではなかったという本件での判事の認定によれば、船の所有者が無資格の船長を上船させたところの、香港条例違反は、ここで論じている付随的意味において過失航海のシネ・クワ・ノンであったことは明らかである。それは、単に、事案の更なる詳細にすぎず、他の要素とのいかなる一般的関連の形式をもつものではない。

(5) *Empire Jamaica* [1955] p. 52.

(1) *Ibid.*, [1955] p. 57, 58.

多くの裁判区において、運転免許を要求する制定法に関する判決は、結局において、免許をもたなかったということは事故に因果的に重要でないことがありうるとし、無免許が付随的意味におけるシネ・クワ・ノンであるという事実は、責任にとって充分でないとしている。例えば、マンデル対ドッジ、フリーマンにわたり会社事件⁽²⁾において、制定法に違反して無免許運転をしていた原告は、被告のトラックと衝突し、傷害をうけた。本件において、制定法は、免許をもたぬことは、「自動車を不

適切に操作したことの「一応の証拠 (prima facie evidence) である」と規定していた。控訴審では、裁判所の多数意見は「原告が免許をもたない者であったことは、彼の運転の不適切さが事実上部分的にその事故の原因であったのでない限り、重要でない」と判決した。他のアメリカの裁判区でも、免許ないし登録を要求している制定法の不遵守が「有効な寄与原因 (effective contributing cause)」である事案⁽³⁾と、反対に、「単なる付随事情」である事案とは正しく区別されている。

(2) *Mandell v. Dodge, Freeman Poultry Co.* (1946). 94

N.H. 1, 45A. 2d. 577, 163 A.L.R. 1370.

(3) *Dean v. Leonard* (1949), 323 Mass. 606, 83 N.E.

2d 443.

六四 しかしながら、多くの裁判区が、制定法によって要求されている免許や資格をとらないことに対し、これら因果関連の諸原則を無視した法効果を与えていることも全く明らかである。結果として因果問題を回避する解釈方法が用いられることがある。例えば、若干の裁判区では、運転免許や車の登録をしないことは、その運転者が高速道上の不法侵入者 (trespasser)⁽⁴⁾として扱われるという法効果を齎らす。そこで、傷害につき、故意又はレックレスに惹起されたものでない限り、賠償をうけることができない⁽¹⁾と。他の裁判区は、自動車事故による傷害に対する民事責任を、単純に、運転者・無免許に依拠せしめる

ことがある。これは全く理解できる法規則ではあるが、しかし、そのような結論が、運転者の免許の欠缺が「厳格な意味において因果的である」という主張によって達せられるのは、極端な混同である。⁽²⁾若干の裁判所は、制定法規を考察する際、被告の行為の不法側面と原告の傷害との間の因果関係を立証することは必要でない、被告に法違反があったことが立証されれば足りる、という結論に達することがある。例えば、制定法に酔払いによって傷害をうけた者は、酒を売ったり、飲ませたりして酔払い状態を惹起した者を訴えることができる⁽³⁾と規定した場合において、あるイリノイ裁判所は、原告は、酔払った者から攻撃をうけた場合、その攻撃が酔払い状態によるものでない場合でも損害賠償をうけうると判決した。⁽³⁾

(1) Koonovsky v. Quелlette (1917), 226 Mass. 474, 116 N.E. 243; Bridges v. Hart (1939), 302 Mass. 239, 18 N.E. 2d 1020.

(2) Johnson v. Boston & Maine R. Co., (1928) 83 N.H. 350, 364, 143 A 516, 523, 61 A.L.R. 178.

(3) Martin v. Blackburn (1942), 312 Ill. App. 459, 38 N.E. 2d 939. 本件はまた、因果問題の考察を回避するための、他の多くの技術を開示している。例えば、若干の裁判区では、ベルサリ・イン・レ・イリキタの原則が適用されている。Danluk v. Birkner (1946), Or. 427; (1946), 3 D.L.R. 172. 参照。そこでは、風紀違反の建

物の占有者が、警察の手入れをうけた際に逃げようとして、被告の責任による屋敷の荒廃のため、傷害をうけた事件である。この原則の適用によって、原告占有者はこのような状況の中で被告を訴える権利はないと判決された。

六五 制限速度 一つの出来事がもう一つのそのシネ・クワ・ノン条件であるが、しかもそれと因果的に関連していないという事実は、裁判所により、特定の類型の事案において、その明確な特徴づけの定式化がなされることがなかったとはいえ、承認されてきた。その類型事案とは、速度制限を越えた自動車運転者の行為が道路上の事故でうけた原告の傷害の原因であった事案である。勿論、超過速度での運転が事故の原因、又は、原因の一つと適切に言っつてよい多くの事案類型がある。例えば、制限超過が、容易にあとつけうる段階を通じて、運転者のコントロール喪失、そして今度はそれが衝突へと導くことがある。又は、その速度が大きな力の衝撃力となり、今度はその衝撃力が原告の傷害ないし車の破壊となることがある。このような事案において、もし運転者がスピードを出さなかったとしたら、その事故は起つていなかったであろうということが真実であるばかりでなく、諸出来事の経過、跡づけうる段階から段階が、諸出来事の種類の間、巾のある一般命題でもって敘述しうる一般的関連の例証であつて、他の時と所での他の事例にとつても通用しうるものとなる。尤も、吾々は、その通用する限

界のすべてを特殊化しつくすことはできないとしてもである。そのような事案では、被告の行為は、車運転中のスピードの一例として、違法であると同時に、その結末と、中間段階を通して結果と一般的に関連している一組の諸条件の中の必要な要素として、結末と因果的に関連している。

問題のある事案がおこるのは、そのスピードがある意味においてシネ・クワ・ノン条件であるが、しかし、因果的に必要でない場合である。スピード超過と事故との関連が上述の一般的関連の例証ではない場合である。このことがおこるのは、運転者が早い時点では超過速度で走っていたが、事故時には通常のスピードにもどっていた場合か、あるいは、事故時の彼の超過スピードが重要でない認められる場合かにおいてである。このような事案において、早い時期の超過速度がその事故の原因であった、なぜなら、もし超過速度なかりせば、彼が現にいたその時点で事故現場に到達していなかったらうし、従って又、事故はおこっていなかったらうから、と論ぜられたことがある。多くの学者は、そのような要求は、超過速度を禁止している法規の目的が、速度に伴うリスクと一般に看做されているところの、よく知られている態様で起こる傷害から人を守ることにあるという、単純な合理的理由に基いて拒否されるべきだと論じてきた。このことは、制定法によってなぜ超過スピードが違法とされ、又は、過失として位置づけられるかの理由である。問題処理のこの気のきいたやり方は、因果問題の考察を不

必要にする。このアプローチを推奨する学者たちは、普通、また、これらの事案においては、スピードは事故の原因であったことを強く主張する。なぜなら彼らは、因果関連をシネ・クワ・ノン条件の一般概念と同視し、シネ・クワ・ノンの因果的に必要な形態を、シネ・クワ・ノンの他の形態から区別していないからである。

六六 しかしながら、アメリカの裁判所は、これらの学者が推奨するやり方でこの問題を扱ってこなかったし、これらの事案において、早い時期の超過速度なかりせばその事故はおこっていなかったらうけれども、このことは、事故と因果的に関連していないと述べてきた。裁判所は、時には、更にその理由として、被告人がもし尚以上の超過速度を出していたとしたならば、やはりその事故はおこっていなかったであろうと、つけ加えている。⁽¹⁾このような議論は、自らを語っている通り、それ程明確なものでも、理性的なものでもない。なぜなら、超過スピードが運転者のコントロール喪失に導いた場合であっても、明らかに、事故と因果的に関連している事案でも全く同じ議論を、することができようからである。しかし、このことは、因果的に必要な条件と、単なるシネ・クワ・ノン条件との間の正しい区別を暗示するものである。吾々はこの種事案においては、超過スピードがコントロール喪失を通じて事故に導いた他方の事案におけるように、出来事の経過が、たとえ段階毎に区別する場合にも、超過スピードとこの種の結末との間に、何か

あとづけうる一般的関連を例証するものとは証明できないのである。このような事案においてスピードが一般的に関連しているといえるような何らかの一般的特徴の一つの例証を吾々が見出そうとしても吾々はただ、「ある道路の地点に、超過しないスピードの場合よりも、より早く到達する」という特徴をもっていたといえる位である。しかし、これは、コントロールの喪失とは異なり、道路事故と一般的に関連した諸条件のいづれの⁽¹⁰⁾組合せの中においても必要な契機ではない。このことが裁判所の言明の本当の重要な点なのである。即ち、速度がより低いか、又は、より高いかしておれば、何れも事故は起こらなかったろうことは、真実であるとしても、出来事の経過は、よし段階毎に別けてみても、速度と事故との間の一般的関連を例証するものでないという思考をすることに、このことは根拠を与えないのである。⁽²⁾

(1) *Draxton v. Katzmaek* (1938), 280 N. W. 288 (Minn.)

六七 吾々は、因果的に重要な必要条件と単なるシネ・クワ・ノン条件との間に、このような事案において求められた区別を次のような、ラフではあるが役に立つ形態として現わすことができる。即ち、これらの事案は、超過速度は一定種類の諸条件のなかで一定種類の事物をうみ出し、この一定種類の事物が一定種類の諸条件のなかで事故をうみ出すという一般的真理の例証ではない。つまり、これらの事案は個別的な事故につい

てユニークに真実であったことが、つまり、その時と所における事故が、個別的な超過スピード事案についてユニークに真実であったこと、つまり、その時と所における超過スピードに、部分的に依拠していた事案にすぎない、と。このことが、もう一度、因果関連の基準としてのミルのモデルについて、常識の立場から修正使用することでもあるのである。⁽²⁾

(1) 事故が出来事のある稀な偶然の結合を通じて起る、恰も、超過スピードで走っている車が他方の車と出会う事案と比較して、丁度同じ時点で、樹木の倒壊があったというようにその事故がおこる場合、裁判所は問題を「偶発事故 (coincidence)」として扱ってきたことは、全く理解できることである。「彼の超過スピードが彼をして、事故のその場所に、事故のあったその瞬間に、そこに存在せしめたということは、単なる偶然であったし、いかなる予見も不可能であったことがらであった」。(Berry v. Borough of Sugar Notch (1899), 191 Pa. 345, 43 Atl. 240); *X' Wallace v. Suburban R. Co.* (1894), 26 Ore, 174, 37 Pac. 477 参照。

(2) 裁判所は、遅滞の結果を決定するに当たっても、幾らか似た原則を適用してきた。以下の第六章一五八頁参照。もっとも、その遅滞が契約違反である場合には、このことは必ずしもそうではない。第十一章二八八頁参照。

六八 第三節 因果的に重要な要因がシネ・クワ・ノン条件でない場合

(一) 追加的原因 (Additional Cause)

原因についての法的概念を説明するために、シネ・クワ・ノン条件という観念を用い、そしてその条件を、因果関係における唯一の「事實的」内容物であると主張する法学者の殆んどすべてが、この教理を特定の問題点においては修正するのである。彼らのその修正は、吾々の述べてきた次のような観念の中心的重要性をこっそりと承認するようなやり方で行っている。

即ち、ある出来事他の出来事との後続的諸段階を通じてあつづけうる関連が、よし幅のあるものとはいへ、特定の一般命題を例証しているという意味において、所与の出来事をうむに充分な諸条件の組合せという観念である。これらの修正は、次のような特定の異常な事態を処理する場合にもちこまれる。即ち、ある出来事がある行為によって惹起されたのだが、また、なお、この行為なくしても起こっていたに違いないと同時にいうことが充分の理由があるという場合である。ここでは、「XなかりせばYがおこっていたらうか」という発問は、因果関連を誤導するテストとなる。この異常性は、法にとって諸問題を引おこすが、それについては後の章で、多様な解決法と共に、詳細に検討することにした。ただここで、吾々は、この問題の一般的な構造について注意を喚起し、これらの諸問題が、法文献においてゆきわたっている用語法よりも、より明瞭であると吾

々が考える用語法でもって、提起しているところの諸争点を説明しておきたい。

吾々は、この因果的異常性の多様性の一つについては、既にふれた。その夫々が同一の害悪をうむに充分な二つの原因が同一機会に現在しているという場合である。被告が点火したが、火災が財産を破壊する前に、他人によって点火された火災と結合する。夫々がその財産を焼燬するに充分であつたに違いない。⁽¹⁾二人の人間が同時に発砲し、銃弾が被害者の頭をうちぬいたとか、ガスの漏出充滿している部屋に、同時に、火のついた燭燭をもつて近づいたとか。⁽²⁾これらの事案において、いづれにせよ唯一つの所与の事故の充分諸条件の組合せが存在するという通常的前提は、破れ去っている。二つの「原因」のそれぞれを、上に分析した三つの意味のうち第三番目の意味において、必要条件として扱う可能性がそれと共に消える。即ち、吾々は、夫々がこの場合において必要であり、シネ・クワ・ノン条件であつたということはできなくなる。なぜなら、他方のものがそれをうみ出すに充分であつたであろうからである。

(1) Wilson v. State Tex. Cr. App. (1893), 24 S. W. 409. プロッサー上掲書三二三頁に引用された判例参照。これらの判例及びその他の判例は後述第八章寄与原因においてより詳細に議論される。

(2) Glanville Williams, (1954) 17 Mod. L. R. 66 によるこの仮説的事案の議論を参照。

この困難は、異った仕方では学者たちに対応されている。グラ
ンヴィル・ウィリアムズ教授は、シネ・クワ・ノンという術語
による「事実上の原因 (cause in fact)」という定義は、次の
命題によって補充されねばならないと結論する。即ち、ある条
件が事実上の原因としてランクされるためには、その条件がシ
ネ・クワ・ノンであるか、又は、その結果をうむに充分な他
いかなる諸条件も存在していないとしたとき、シネ・クワ・ノ
ンとなるに違いないかの何れかの場合であるとき、と。プロッ
サーは、この困難および一定の他の困難を処理するため、「事
実上の原因」はシネ・クワ・ノンと同一視できるといふ説明を
修正する。彼にとって、事実上の原因とは、「実質的要因 (sub-
stantial factor)」であり、通常は、「被告の作為、不作為が」、
もしその結果がそれなかりせば起きなかつたろうとき、実質的
要因である、と。彼は「⁽³⁾実質的要因」といふ語をそれ以上説明
していない。彼は、この語は「素人にも充分に認識できる言葉
であつて、陪審に対する説示として、相当のガイドを供するも
のであるから、この言葉をそれ以上細かな要素に分解すること
は可能でも好ましいことでもない」とのべている。しかし、彼
は、被告の作為、不作為が、ある出来事を実現すべく競合して
いる二つの原因の一つであつて、その夫々が単独で作用しても
同一の結果を惹起するに充分であらう場合には、実質的要因と
なることを全く明白にしている。このことは、当然に、「事実

上の原因」の分析の中に、充分条件の組合せという吾々の觀念
をひき入れることになる。

- (3) プロッサー、上掲書三二一頁。
- (4) プロッサー、上掲書三二四頁。

このような事案における困難は、簡単に次のように説明でき
る。所与の種類の出来事につき二つの充分条件が現在してお
り、その出来事についての記述を吾々がいかに洗練されたも
の、又は詳細なものとして行つてみても、吾々は、その出来事
が他方の原因によるよりも寧ろ、一方の原因によって始まった
(10) 因果過程の結末であつたことを立証するものを何一つ見出しえ
ないものである。これらの情況の中では、シネ・クワ・ノンテス
トが要求するであろうように、その何れもが原因でないとする
よりも、むしろそれぞれを原因として扱うことの方が法システ
ムにとっては全く理性的なことである。しかしながら、定義し
にくいといわれている「実質的要因」という觀念によつてその
ような事案を記述することを以てしては、陪審にとつてさえ、
得らるべきものは殆んどないであらう。

六九 しかしながら、そのような異常事態について、いくつ
かの変容態がある。つまり、原因が求められているその出来事
について、もっと詳細な記述をすることによつて、異つた因果
過程を識別することが可能となる。AがBに致死量の毒物を与
へるが、その効果が現れる以前に、Cが彼を射つて殺す。Aが

火をつけるが、それがBの家を焼きつくさんとする正にその時に、Cの打ち壊したダムからの溢水がその火災を消し、その家屋を流失せしめた。これらの事案において、二つの原因の夫々が吾々の一般的知識によれば、その「害悪」を、通常の幅のあるカテゴリー(「死」とか「家の破壊」とか)で記述されれば、うみ出すに十分なものであって、その二つの原因が相継起して現れることになり、第二の原因が、さもなければ「同一の害悪」をうみ出していたに違いないところの第一の原因を妨げるのである。第二原因によって始まるその過程は、吾々に知られている一般的な因果関係を例証するような仕方、その結果と関連せしめられる。しかも、第一原因の現在のゆえに、吾々はその「害悪」を、それなかりせば起っていたらうと主張することを不可能とする。多くの法システムは、このような事案を、害悪の記述を洗練することによって処理し、Bの行為は、死なないし破壊を、この個別の態様において、つまり、発砲なし溢水によって、惹起したとすれば足ると主張する。もし、この出来事がこの程度の個別性でもって記述されれば、Bの行為は、その出来事のシネ・クワ・ノン条件であった。しかし、吾々が、このような結論に到達したのは、初めに、充分諸条件というより基本的な観念を展開し、ついで、その害悪へと集積したところの因果過程を識別することによってである。

このような解決は、論理的にも、法的にも、全く健全である。しかし、問題が、ある行為にその結果としてどんな財産上

の損害が課せられるかというものであるところの若干の事案においては、そのような解決は不可能となる。AがBを轢いてその左足を切断し、彼の生活の資をうる能力を彼から完全に奪った。ついで、Bは路上に横たわっている間に、Cによって更に轢かれ、よって他方の足を失う。AもCも、自分たちの行為がBの生活の資の喪失のシネ・クワ・ノンではない、なぜなら、それぞれ相手の行為がそれをうむに充分であったらうから、と、尤もらしく主張する。ここでは、この「生活の資の喪失」をどんなにうまく記述してみても、AとCの行為を識別することには役だたないであろう。そこでその解決は法によって供されねばならない。しかも、正確な因果的異常事態の明確な記述が、よし健全な解決にとって充分でないとしても、不可欠であるであろう。

七〇 このような問題の第三の変容態は、いわゆる代替的原因(alternative causes)といわれる場合に起る。AがBを殺す、しかも、もしそうしなかったら、Cがおそらく、同一の間に、同一の方法で彼を殺していたらう。あるいは、AがBの財貨をその場所に置いたが、そこで火災のため焼失した。しかし、彼がそこに置かなかったとしても、別の火災がその財貨を焼失していたであろう。これらの事案において、「Xなかりせ(19)ばYがおこっていたらうか」という発問が、「死」とか「破壊」とかの幅の広い語で示されるならば、Aは因果関係のためのこのテストをのがれることにならうし、少くとも、刑事事件で

は、そのような結末は不合理なものとなろう。再び、吾々は、この出来事の記述を洗練することによってこのテストを救うことができるかもしれないが、しかしそれは、その害悪を惹起したものを、充分な原因という観念を適用することによって決定した場合においてのみであり、この観念たるや、シネ・クワ・ノン条件とは同一のものではありえない。ローマ法から吾々のものまで、いろいろの法システムは、これらの異常事態を何度も議論してきたものであって、この事態は、ある意味では、吾々の日常因果諸観念の破綻を示している。法がかって直面せざるをえなかった難問以上にこみいったこの問題は、通常の事案において当然のこととして認められていることがらのうち、どれだけのものが通用するかを示す、ためになる記念品として解釈されることができよう。⁽¹⁾

(1) 以下第八章二二五頁―二二九頁参照。

七一 (二) 理由と機会 追加的因果性のこの種々の変容態

は、この困難のもとになる二つの現実的な原因または仮設的諸原因の一つが、第十三章において検討される人相互の間の交渉(interpersonal transaction)の諸類型のあるものによる結果である場合におこることがある。

ある者が、相手からの脅迫や虚偽の説明によって、有害なあることを為さしめられた場合において、「同一」の害悪をうむに充分な、もう一つの独立原因が同時に現在していた場合とか、

代替的原因としてそれに関連させられていた場合とかに、このことがおこる。Aが脅迫によってある家屋に火をつけるよう強いた、丁度その時に、Cがまた火をつけようとしていたとか、丁度その時点で、溢水した流水が家にとどこうとしていたとか。これらの事案は、既に論じた事案と異なった論点をおこすものではない。唯問題となるのは、シネ・クワ・ノン条件という観念が「人相互の間の交渉」や「行為理由」という領域それじしんの内部で占めている地位についてである。XがYをして脅迫によりあることをなさしめたという敘述、あるいは、賄賂又は虚偽の説明によってそれをなすようにそのかしたという敘述は、果して、Xが脅迫しなかったら、又は、賄賂を贈ったり、彼を誤導したりしなかったら、Yは、彼が現になしたことをしなかったであろうという意味を含んでいるのであろうか。

YがあることをなしたのはXの脅迫のゆえであるという敘述をうけいれうる場合でも、吾々は、Yが、Xの言葉を考慮する以前に、その行為をなすべく既に意思決定していたとか意図していたとかいうものではなくったこと、そして、これらの言葉がYにおいて少くとも、このように行為するよう決意するため充分な理由の一部分とうけとられていたこと、以上の二点が確認される必要がある。吾々はその点を間接証拠によってか、又は彼が正直な者であるときは、彼の過去の熟慮した状況とその決意に達したすじ途を彼じしんが再構成するその敘述によってか手に入れることができよう。この種の通常の事案では、脅

迫、虚偽の説明、または賄賂は、Xが現にやったことをなすこととの唯一の理由であることがある。しかも、二つの独立の理由から共にそれらを心にとどめつつあることをなすべく決意した者は、この二つの理由のいづれか一方の理由だけでも、また同一のことをなしたであろうという叙述のなかには、固有に不合理的なものは何もないであろう。ある者がその相手を、その上官によって命令されたから、及び彼じしん相手からうけた私的不正に復讐したいという理由から、二つの理由で殺すことがある。あるいは、撃つぞと脅している二人の者によって財布を交付するよう命ぜられることもある。このような共存する理由 (compresent reasons) の事案において、そのうち一つの理由だけで充分であろうと考えることができる。過去の行為についての吾々の評価も、また、一方の理由だけでも行為したであろうという仮説的叙述も、共に、うたがいのなく、他の証拠によつて、確認したり、又は、虚偽であるとする事は、容易ではない。おそらく、若干の事案においては、他の事案における場合の彼の行動や彼の性格がこのことを充分あきらかにすることはある。代替原因の事案についてのべたこととパラレルなもの、この領域で容易に再構成できよう。ある者が、そうするように命じられたから相手を殺す場合、かりにそのように命じられなかったとしても、彼は、自からの発意によって彼を殺していたであろうことが確実である場合がある。

このような可能性が、シネ・クワ・ノンテストをして、人相

互の交渉の領域において、ある者が事実として一定の仕方で行為すべくそのかされたり、せしめられたりしたかどうかという問題のテストとしては、誤導的なものならしめるのである。脅迫、賄賂、又は虚偽の説明のような人相互の交渉に対して、これらのものが行動にとつて「唯一の理由」であったのでない限り、法的意味を与えることを拒否することは、勿論、法に就いて自由である。その場合には、同一の行動が何か他の理由によつてもなされたであろうということが確認されると、(たとえ他の理由が行為時に現実に心裡にある場合であれ、そうでない場合であれ)、そのような関連の存在に基礎づけられた請求にとつては、致命的なものとなりうる。この点について、法の立場は、いまだ安定したものとはなっていない⁽¹⁾。しかし、ある誤った説明が、多くの個々的には不十分な理由の一つでしかない場合でも、残りのものと共に、法上では教唆 (inducement) となりうるという点は、確定した立場となつて⁽²⁾いる。

(1) 以下、一七七頁参照。

(2) 以下、三二五頁参照。

七二 シネ・クワ・ノン条件という觀念の重要性は、ある財産損害が相手に害悪をなすべき機会を提供した者による事案において、丁度同じだけいふことができる。Aが不注意で、Bの家のドアを施錠しないまま外出する。盗人が侵入して銀のスパーンを盗む。そのような懈怠の結果、または(法が屢々いって

いるような)「自然的結果 (natural consequences)」については、法的責任がある。こういう場合がこの領域にはいる事案である。その盗人は、事実、通常利用される機会を自分の場合にも利用したものであり、ドアに施錠しないことは、正に窃盗による被害に対して、通常の予防措置をおこたることであった。この懈怠の結果を評価するにあたっては、この盗犯は施錠があっても何とかして錠を破ったであろうことが明白であるとか、この盗犯にも知られていたが利用されなかったもう一つの機会が、明け放たれた窓の下に梯子を放置していた第三者の懈怠によって提供されていたというようなことは、重要ではない。これらの事実が重要となるのは、これらの事実が、なくなつたスプーンのBに対する価値を金銭的に評価するに当って考慮される点について考えられるからであつて、スプーンの喪失がその懈怠によるかどうか、その結果であるかどうかの決定⁽²⁾に際しては、考慮されえないのである。

七三 (三) 不作為一般 他人に害悪をなすべき機会を不注意に提供することは、害悪に対して予防措置をとることの不作為の一種である。同一の害悪をなすべきもつ一つの、又は代替的な原因ないし機会があつたかどうかという通常重要でない問題と、懈怠された予防措置がその害悪に因果的に関連していたかどうかという重要な問題の間の区別は、不作為以外の場合においては、それ程はっきりしたものでないことがある。「この懈怠なかりせば、この害悪がおこっていたであろうか」という、

シネ・クワ・ノン形式による問いへの肯定的答(おこっていたであろう)の背後に潜む二つの問題の区別のこのあいまいさは、見落とされがちである。

例えば、懈怠された予防措置が、工場の広い領域でみられるように、作業員によって利用されるべき安全具や安全設備をととのえておくことをしなかつたということから成りたつている場合において、これらの予防具が用意されていなかった事案において、もし設けられていたとしても予防具は利用されなかつたであろうとか、あるいは、利用されたとしても、類型的事態なら有効だとしても、この害悪を避けるためには充分ではなかつたであろうという事実の立証は、常に重要なこととなる。ある作業員がその予防具を利用しなかつたに違いないということと、又は、その予防具がこの火災に対する防具としては有効でなかつたであろうということのこの、事案における証明は、その不作為がその害悪と因果的に関連がなかつたことを立証している。⁽¹⁾これとは対照的に、その作業員が工場から家に帰る途中の火災で同じ程度の傷害を同じ日にうけたに違いないということの証明は、ただ代替的原因のあることを立証している。しかも、ここでは、他の場合においてと同様に、その懈怠は、その「害悪」のシネ・クワ・ノン条件ではなかつたといわれうるであろう。この害悪についての吾々の記述を、その懈怠はこの個別的状态において受けた熱傷と因果的に関連していたという、(シネ・クワ・ノンテストから独立してえられたところの)結

論に照らして、洗練するならば別であるが。同様の配慮がより単純な種類の予防措置の不作為に対して妥当する。ある者が傘を携帯しなかったことは、いろいろの異ったコンテキストにおいて彼がぬれたことの原因であると正当にいうことができる。このことは、たとえ、雨にぬれたから家に立ちもどったのだが、かりに戻らなかったとしても、彼は高潮につかまり、ずぶぬれになったろうことが明白である場合でも、やはり同じである。その雨風が非常に強かったため、傘は役立たなかったであろうという場合に、そのように言えないことになる。

(1) 以下第一五章三六九頁から三七一頁迄、参照。

七四 第四節 シネ・クワ・ノン条件の一般的重要性 シネ

・クワ・ノン条件でありながら因果的に重要な要因でない事例、および逆に、因果的に重要な要因でありながらシネ・クワ・ノン条件でない事例についての本章での検討を通じて、ある一般的な教訓がひき出されよう。ある所与の場合にある出来事⁽²⁾ 来事のシネ・クワ・ノン条件であるということ、ある出来事と因果的に関連があるということとは同じことでないことが明白である。「この出来事、作為、不作為なかりせばこの害悪は起っていたであろうか」という問いの法的事案における一般的有効性は、シネ・クワ・ノン条件が因果性という観念の基本的な要素である、または、その唯一の事実的構成要素であるという事実から生れてくるものではない。というのは、この事実は

当っていないからである。吾々は、(法規則又は政策への依拠から離れて)「原因」によって意味されることのすべてはシネ・クワ・ノン条件であるという誤った要求と、正しい原則、いかなる出来事も原因なしには起らないという一般原則とを区別しなければならぬ。シネ・クワ・ノンテストの有効性は、この原則の一つの形態、即ち、いかなる害悪も、吾々が識別してきた何かある多様な因果関連のあるものが、その害悪とそれに先立つ作為、不作為、出来事との間に存在することなしには生じないという形式と、(通常みたまされるが、不可避免的に充たされるとは限らないところの)次の前提、即ち、追加的因果性という多様な異常事態が存在しないという前提との、結合に依存しているのである。それゆえ、もしこれらの異常事態が存在し、シネ・クワ・ノン条件の単なる分析的形式ないし付随的形式を注意深く区別するならば、その時、吾々は、「XなかりせばYは起っていたらうか」という、テスト問題を通して残って来たある要因をば、吾々が識別してきたすじ途のどれか一つとして、因果的に重要なものであることが多いものとして扱うことができる。その要因は、その害悪と一般的に関連した諸条件のある組合せの中の必要要素となることができる。あるいは、それは何か有害なことがらをなすにつきある者の理由として作用した。あるいは、それは、その害悪をなすための機会を構成したか、害悪に対する予防具の拒否を構成した。時として法は、シネ・クワ・ノン条件という一見簡単な観念の背後にかくれて

いるところの、因果関連の多様な類型の各々を区別する必要がないことが多い。しかし、因果問題の処理に当たってきわめて屢々法につきまとう諸困難を十分に理解するためには、本書の第二篇に示されるであろうように、これら多様な因果関連の諸類型を識別することが必要となる。(以上、第五章終り)

〔あとがき〕 基礎理論の紹介を終るに当たって。

一 これ迄、四回にわたってきた、H. L. A. Hart and A. M. Honore, *Causation in the Law* (1959) の第一篇「因果諸概念の分析」の紹介を終る。本書の第二篇コモン・ローは、不法行為法に関する五つの章と、契約法の一章、刑事法の四つの章からなる本書の本体が続く。基礎理論部分の二倍強の量に当る。最後に、第三篇として、大陸の因果理論が、個別化説と条文説の一章と、一般化説(相当性説)のもう一章との二章として、本書の立場から批判的に検討され、それをもって、本書は終る。

二 本書は、日常言語学派に属する分析哲学の立場から、因果問題を取りあげたものである。伝統的な判例理論である「プロクシメイトかツォ・リモートか」の区別に対し、近代の批判的な規範主義理論(グリーン教授ら)が、事実問題としてのシネ・クワ・ノン定式と、法目的、法政策による「賠償責任の有無」ないし「有罪・無罪」の評価定式との二分化方式をとる立場に対し、このような近代批判主義を徹底的に批判したもので

あった。

三 私は本書から、わが国における通説的因果理論である「相当因果関係論」に対する一定の批判的意見を学んだが、私の立とうとしている基礎理論上の立場の相異からも、また、本書が、そして、英米の過失理論一般が前提とする「行為説」(従って、行為の過失側面と結果との因果性をとりあげることになる)に対して同意できず、責任形式として過失をとらえる伝統的過失理論を固執している私の立場との相異からも、本書の主張に完全に賛同できないものがある。

第五章のシネ・クワ・ノン方式の分析は、極めて有益であるが、「追加的原因」論は特に重要である。この問題点は、わが国においても、二つの充分条件を「合せて差引く」という方式が実務的に採用されているだけで、その理論化は示されていないのが実情である。私は、ハートのいう「個別化された状態の結果のより洗練された、詳細な記述」という方法とよく似てはいるが、私なりの一つの見方を提示した(拙著因果関係と刑事過失二三頁、二四四頁)。一つの原因で結果を充分に生み出すところに、二つの原因が同時に作用するのであるから、現実の結果発生の具体的態様は当然に一つの原因の作用の場合と異なった姿をとる筈であり、従って、シネ・クワ・ノン定式をその具体的現実そのまま適用することによって、因果関係は肯定できる。

にもかかわらず、近代批判主義、規範主義法理論に対する

ハートらの徹底的な批判は、因果理論の領域をこえて、法学方法論として、魅力に富むものであって、私なりの基礎理論的立場からも、また、個々の具体的因果問題の解釈論としても、多くのことを私は学ぶことができた。

私の研究領域である刑事法の分野についてのハートらの本書の主張を、正確に提示し、基礎理論部分がいかに具体的に展開するかを検討することが必要であるが、この点は、最後の大陸因果論の批判的分析を含めて、近い将来、私じしんの因果理論の構築として、作業をまとめる予定である。本書は、その性質上、法の全分野を射程にいった労作であるが、刑法の分野に限って見ても、共犯論、刑罰論、立証論を含んでいる。共犯論に関連して、今日わが国において、統一正犯論(平野)多元的正犯論(ロクシン)、共犯処罰根拠論が展開され、あらためて共犯の基礎理論はその深部において流動的となっている。本書が行為の因果構造の多様性を基本原理として展開しているところの実行正犯論、間接正犯論、共犯論は、わが国の学説の展開にも、一定のインパクトを与える内容のものである。刑罰論にしても同じことがいえる。本書の刑法部分の検討のためには、これら刑法の基礎部分についての自分なりの立場決定が前提とならざるをえない。

四 問題の拡がりの広さからも、また、私じしんの研究の集積の現時点からも、本書の紹介という形式での作業は、今回で打切ることにはしたい。分析哲学による法解釈学に対する批判的

検討は、刑法分野に限っても既に因果論をこえ、故意論、錯誤論、責任の基礎論、刑罰正当化論、刑法規範構造論に及んでいる。フレッチャーは、これらの業績に対して、刑法学者の反応がにぶいことに不満の意を表明している (George Fletcher, 《Ordinary Language Philosophy》 und die Neubegründung der Strafrechtsdogmatik, Abweichende Verhalten V, Kriminalpolitik und Strafrecht, 1980, ss. 181-195)。分析哲学の立場からのこれらの業績として、刑法の分野からみて重要と思われる文献を列記すれば次の通りである。

1. H. L. A. Hart, *Punishment and Responsibility*. 1968.
(この論文集では、刑罰論のほか、「意志」の分析が重要である)
2. *Essays in Legal Philosophy*. (R. S. Summers, ed.) 1968 (この論文集にはヘルバート・モリスの刑罰論、アンソニー・ケニーの意図・目的論、グラハム・ヒュージズの道徳と刑法論、ワッサーストロムの法導守義務論、ロナルド・ドウォーキンの法規論などがある。)
3. *The Philosophy of Action*, ed. Alan R. White, 1968 (この論文集には、J. L. オースチンの免責としての錯誤論のほか、動機、意図、有意性、原因、行為が多くの学者によって、詳細に分析されている。)
4. *Oxford Essays in Jurisprudence (Second series)*

資料

A. W. B. Simpson ed. 1973. (この論文集はシンプソンのロモン・ローと法理論、マックローミックの法義務と命令説の誤謬論、ハートのベントナム権利論、ロナルド・ドウォーキンンの権利論、ラッツの法機能論がある)。

5. Law, Morality and Society. Essays for Hart's Honour. Hacker/Raz ed. 1977. (この論文集には、ドウォーキンンの権利論再考、ルーカスの法現象論、オノレの法規論、ケニイの謀殺罪意図・故意論、マツキーの答責性の基礎論、フマインバークの害悪と自己の利益論などがある)。

6. Joel Feinberg, Rights, Justice and Bounds of Liberty, 1980 (この「害悪」論が再録され、無害の不道德行為と攻撃的ニューサンス論、リーガル・パターナリズム論、権利論等がある) なお、彼の論文として、'Doing and Deserving' in: Essays in the Theory of Responsibility, 1970 がある。

7. John D. Hodson, The Ethics of Legal Coercion, 1983 (本書は分析法哲学の業績を検討している)。

8. H. L. A. Hart, Essays in Jurisprudence and Philosophy, 1983 (本書には、ハートの不能犯論がある) など Sammers, The New Analytical Jurists, 41 NYUL Rev. 861 (1966) は、その時点での分析法哲学の全体の総合的な検討を行っている。

来るべき作業として、これら文献のすべてに論及する検

討を終えている訳ではないが、現時点での、私じしんの刑法理論研究の集約を行なうことによって、ハート因果論研究の次の作業としたい。(以上)